

# 郡山市番号案内表示モニター広報事業実施要綱

平成24年3月8日制定

平成24年5月7日一部改正

平成25年6月20日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和4年7月20日一部改正

[市民部市民課]

## (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市広告事業実施要綱（平成27年4月1日制定）第21条に基づき、郡山市広告事業実施要綱で定めるもののほか、郡山市番号案内表示モニター広報事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 本事業は、郡山市役所西庁舎市民課窓口に案内サイン及び番号案内表示機等（以下「モニター等」という。）を設置し、混雑緩和と効率的なサービスを提供するとともに、市政情報及び企業広告等を放映することにより市民の待ち時間の快適化と地域経済の活性化を図ることを目的とする。また、案内サインの改修等に伴う効率的なサービスの提供を目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 本事業を受注する者をいう。
- (2) 広告主 本事業において広告の放映を依頼する者をいう。

## (事業概要)

第4条 市民課の窓口にモニター等を設置し、来庁者に対する番号案内をするほか、広告放映用モニターで市政情報及び企業広告等を放映する。

- (2) 事業者は、広告放映による広告収入を得る対価として、本事業の実施に係る一切の費用（モニター等の設置、運営、維持、撤去、広告主の募集、広告の制作、その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）について負担する。

## (広告の募集)

第5条 広告の募集は、事業者が行う。

2 事業者は広告の募集に当たっては、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 事業者が広告の募集者であることを明確にし、市長が広告の募集者であるような誤解を与えることのないように配慮すること。
- (2) 広告主の選定及びその内容について、事前に市長の審査を受け、承認を受けること。
- (3) 前号の市長の審査に必要な資料を、市の指定する期日までに提出すること。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、広告の内容その他広告の放映に関する全ての事項について一切の責任を負うとともに、次に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 事業者は放映しようとする広告の内容及び当該広告の内容に関する資料を提出し、広告審査委員会の審査を受けること。
- (2) 市長が広告の内容について郡山市広告事業実施要綱第4条に違反し、又は庁舎内で放映する広告としてふさわしくないと判断し、広告の内容の変更又は修正を求めた場合は、当該内容の変更又は修正を行うこと。
- (3) 広告の放映期間中に広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適當な事情が生じた場合は、事業者が速やかに当該放映分の放映を中止し、又は市が放映を中止させることができる措置を講ずること。
- (4) 放映する広告に関連して第三者との間に紛争が生じ、又は損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において解決すること。
- (5) その広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を市に賠償すること。
- (6) 広告に係る一切の権利を、第三者へ譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 広告映像の制作に際して、著作権その他の権利に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 広告に関する苦情等について、速やかに解決に当たること。

(広告審査委員会)

第7条 本事業における広告放映の可否を審査するために、郡山市番号案内表示モニター広報事業における広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員長には、市民部長をもって充てる。
- 3 副委員長には、市民部次長をもって充てる。
- 4 委員には、市民課長、市民・NPO活動推進課長、及びセーフコミュニティ課長をもって充てる。
- 5 委員長は、必要に応じ、審査する広告の内容に関連する所管の長その他の職員を、臨時の委員として加えることができる。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、広告放映の可否について委員会が審査する必要があると委員長が認めたとき、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員長が認めるときは、回議により委員会の審査に代えることができる。

(広告内容の承認等)

第9条 市長は、前条の委員会の審査結果に基づき、広告放映が適當と認めたときは、承認するものとし、不適當と認めたときは承認しないものとする。

- 2 広告掲載の審査結果については、事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、過去に第1項に基づき適當と認めた広告については、広告審査をすることなく、事

業者に承認を通知することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民部市民課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。